

盛岡広域振興局長告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年3月5日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371400078	株式会社松福堂	株式会社松福堂 ほっと・はーと関ロデイサービス	八幡平市松尾寄木第15地割234番地1	平成25年3月31日

2 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101172	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城 盛岡営業所	岩手郡滝沢村滝沢字外山170番地6	平成25年3月31日
0372200717	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城 紫波営業所	紫波郡紫波町二日町字北七久保232番地1	〃

3 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101172	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城 盛岡営業所	岩手郡滝沢村滝沢字外山170番地6	平成25年3月31日
0372200717	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城 紫波営業所	紫波郡紫波町二日町字北七久保232番地1	〃